

尾張旭市議会の確認権（反問権）の実施要領

（平成27年1月30日議会運営委員会確認）

最終改正議決 平成29年6月1日

（目的）

第1条 この要領は、尾張旭市議会の本会議及び委員会（以下「本会議等」という。）における確認権（反問権）の行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認権（反問権） 議員の一般質問又は質疑に対し、趣旨及び根拠を確認するため答弁者が議員に質問することをいう。
- (2) 本会議等 本会議、常任委員会及び特別委員会をいう。
- (3) 答弁者 本会議等で答弁を行う理事者をいう。

（確認権（反問権）の行使）

第3条 答弁者は、趣旨及び根拠を確認することを目的に、本会議等において議長又は委員長（以下「議長等」という。）の許可を得て、確認権（反問権）を行使することができる。

- 2 答弁者は、確認権（反問権）の行使の始めと終わりを明確にしなければならない。
- 3 一般質問において、確認権（反問権）の行使に伴う理事者の発言及び議員の答弁は質問時間に含めないものとする。
- 4 議案質疑において、確認権（反問権）の行使に伴う理事者の発言及び議員の答弁は質疑の回数に含めないものとする。
- 5 議長等は、確認（反問）の内容が発言趣旨に合わないとは判断した場合は、注意又は制止することができる。

（議員の責務）

第4条 議員は、理事者の確認権（反問権）に基づく発言に対して誠実に対応しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日改正議決）

この要領は、平成29年6月1日から施行する。